

3 長薬発第 1029 号
令和 4 年 1 月 5 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

初回接種完了から 8 か月以上の経過を待たずに追加接種が
可能となった医療従事者等の接種について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県健康福祉部ワクチン接種体制準備室から、別添のとおり通知がありました。

今般、医療従事者等は、初回接種の完了から 8 か月以上の経過を待たずに追加接種を受けられることとなりました。

なお、医療従事者等が接種を受ける方法については、個別接種を行う医療機関における勤務職員等への接種または、県設置会場における接種（自院接種等の追加接種の予約が取れていない方のみ）となり、今後、各市町村で追加接種等に向けた体制が整備される予定とのことです。

また、接種には市町村から発行される追加接種用の接種券が必要となります。接種券が届かない場合は、住民票所在地の市町村にお問い合わせください。

貴重なワクチンを有効に活用するため、市町村や医療機関が実施するワクチン接種と県設置会場における接種との二重予約はしないようご注意ください。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会（部会）会員にご周知くださいますよう、よろしく申し上げます。

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

3感ワ号外
令和4年（2022年）1月4日

長野県医師会長 様
長野県歯科医師会長 様
長野県薬剤師会長 様
長野県看護協会会長 様
長野県訪問看護ステーション連絡協議会長 様

長野県健康福祉部長
(公 印 省 略)

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種が
可能となった医療従事者等の接種について（通知）

日頃は、本県の健康福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、令和3年12月17日付け厚生労働省事務連絡により、医療従事者等
は、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を受けられることとなりました。
つきましては、貴会会員への周知についてご配慮願います。

記

- 1 対象者
 - (1) 医療従事者等
 - (2) 高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者並びに
病院又は有床診療所の入院患者
- 2 医療従事者等が接種を受ける方法
 - (1) 個別接種を行う医療機関における勤務職員等への接種（いわゆる「自院接種」）
 - (2) 県設置会場における接種（自院接種等の追加接種の予約が取れていない方のみ）
- 3 その他
 - ・今後、各市町村で追加接種等に向けた体制が整備される予定です。
 - ・接種券が届いていない場合は、住民票所在地の市町村にお問い合わせください。

長野県健康福祉部ワクチン接種体制整備室
(室長) 山邊 英夫
(担当) 青沼 伸悟
電話 026-235-7319 FAX 026-235-7334
Email corona_vaccine@pref.nagano.lg.jp

事務連絡
令和3年12月17日

各〔都道府県〕
〔市町村〕衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに
新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）別添）において初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）の完了から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種することとし、また、「新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添1）においては、医療機関等でのクラスター発生時に接種間隔の例外的な取扱いが認められる場合についてお示ししたところです。

今般、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について、下記のとおり整理いたしました。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡の内容について十分御了知の上、関係機関等への周知を行っていただくようお願いいたします。なお、今回の対応に伴う武田/モデルナ社ワクチンの配分等については、追ってお知らせいたします。

記

1. 医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等に対する追加接種

(1) 対象者

市町村は、以下の者に対して、(2)の実施手順により、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できることとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第6版）（以下「手引き」という。）第2章の2の（2）のア（表1）に掲げる医療従事者等（以下「医療従事者等」という。）
- ② 手引き第2章の2の（2）のウ（表3）に掲げる高齢者施設等（以下「高齢者施設等」という。）の入所者及び従事者、通所サービス事業所（手引き同エに掲げる事業所等のうち通所によるサービスを提供するものをいう。以下同じ。）の利用者及び従事者並びに病院又は有床診療所の入院患者

（2）実施手順

初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合には、下記の共通事項に留意するとともに、①から③に掲げる対象者の区分に応じ、以下の手順により実施する。

- ・ 医療従事者等への接種及び重症化のリスクが高い入所者が多い高齢者施設等における接種を優先すること。
- ・ 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第8条第1項の規定に基づき、初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること。
- ・ 追加接種の実施時までには市町村から接種券を発行することが困難な場合には、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（別添2）の内容に従って追加接種の事務を実施すること。
- ・ 市町村の衛生部局は、介護保険部局、障害福祉部局等の関係部局と連携して対応すること。

①医療従事者等並びに高齢者施設等の入所者及び従事者

- ・ 医療機関等及び高齢者施設等において手引きに基づく接種体制の構築を行った上で、追加接種を行うこと。

②通所サービス事業所の利用者及び従事者

- ・ 通所サービス事業所において接種体制を確保した上で、高齢者施設等での実施方法に準じて、その利用者と従事者に対する追加接種を行うこと。

③病院及び有床診療所の入院患者

- ・ 市町村と都道府県が連携し、入院患者に対する接種を行う意向を持つ病院や有床診療所を把握し、必要なワクチンの配分等を行い、追加接種を実施すること。

2. その他の高齢者に対する追加接種（令和4年2月以降の対応）

市町村は、1.（1）に掲げる者であって同（2）の実施手順による追加接種を受けたもの以外の高齢者について、令和4年2月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができることとする。

以上

県設置の新型コロナワクチン接種会場において 医療従事者等への追加接種（3回目接種）を行います

新型コロナワクチン接種を推進するため、県が設置するワクチン接種会場において医療従事者等への追加接種（3回目接種）を行います。

1 接種対象者

- ・自院接種等で追加接種の予約が取れていない医療従事者等
- ・接種間隔前倒しの対象となった高齢者施設等従事者
(具体的な対象者については、県ホームページをご参照ください。)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vaccine/iryousessyu.html>

※2回目接種日から6か月以上経過している必要があります。

※市町村から発行される追加接種用の接種券が必要となります。

2 接種会場及び日程 ※詳細は別紙をご確認ください

地域	会場名(所在市)	接種開始日
東信	佐久合同庁舎(佐久市)	令和4年1月15日(土)～
南信	エス・バード(飯田市)	令和4年1月20日(木)～
中信	松本合同庁舎(松本市)	令和4年1月9日(日)～
北信	ホテルメトロポリタン長野(長野市)	令和4年1月14日(金)～

3 使用するワクチン

武田/モデルナ社製ワクチン

4 予約方法

12月28日(火) 10:00 受付開始

専用予約サイトからWeb申込み

<https://reams-reservesys6.info/hy20000user/Login?jigyooid=7>

○予約方法等についての詳細はコールセンターにお問合せください。

長野県ワクチン接種運営事務局 TEL: 026-480-0400

受付時間 9時30分～17時30分(土曜日は16時30分まで)

※日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/4)は休業

5 その他

貴重なワクチンを有効に活用するため、市町村や医療機関が実施するワクチン接種との二重予約をご遠慮ください。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部 感染症対策課 ワクチン接種体制整備室

(室長) 山邊 英夫

(担当) 石井 信幸、佐藤 稔

電話 026-235-7234 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 4166

F A X 026-235-7334

E-mail corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp

長野県ワクチン接種会場・日程【医療従事者等向け追加接種】

東信会場	南信会場	中信会場	北信会場
佐久合同庁舎 (佐久市)	エス・バード (飯田市)	松本合同庁舎 (松本市)	ホテルメトロ ポリタン長野 (長野市)
1月15日(土) 13:00～16:00 接種人数：180名	1月20日(木) 13:00～16:00 接種人数：180名	1月9日(日) 13:00～16:00 接種人数：210名	1月14日(金) 13:00～16:00 接種人数：300名
1月22日(土) 13:00～16:00 接種人数：180名	1月29日(土) 13:00～16:00 接種人数：180名	1月21日(金) 13:00～16:00 接種人数：300名	1月21日(金) 13:00～16:00 接種人数：300名
		1月27日(木) 13:00～16:00 接種人数：300名	1月22日(土) 14:00～17:00 接種人数：300名

※接種を受ける際には、追加接種用の接種券（接種券付き予診票）が必須となります。
まだお持ちでない方は、お住いの市町村にお問合せください。